

## 平成 27 年度地域循環圏高度化モデル事業 公募要領

### 1. はじめに

平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」（以下、循環基本計画と言う。）では、「地域循環圏」の形成の取組を拡充・発展させ、全国各地において地域循環圏づくりを具体化・高度化させていくことの必要性が明記されている。

この「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させ、重層的な地域循環を構築していこうとする考え方である。



その上で、循環基本計画では、地域循環圏について下記の 4 つの類型が挙げられている。

- ①農山漁村地域で、生ごみの肥飼料化、バイオガス化や木材の有効利用を推進する  
(※「里地里山里海地域循環圏」に該当)

…農山漁村においては、未利用間伐材、家畜排せつ物、分別収集された生ごみなど、各地域のバイオマス系循環資源が飼肥料やエネルギー等に利用され、これらを利用して生産された農畜水産物等が地域内で消費される地産地消の循環が形成されるとともに、自立・分散型エネルギーによる地域づくりが進む。さらに、コミュニティビジネスとして各地域の循環資源を活かした物品の製造やサービスの提供が盛んになる…

②都市・近郊地域で、都市・近郊で排出される食品廃棄物等を農村地域で肥料として利用する都市農村連携やエコタウン、工業地域等との連携を進める

(※「都市・近郊地域循環圏」に該当)

…大都市では、徹底した資源回収や、再資源化できないものの焼却処理・熱回収が効率的に行われる。また、下水汚泥や生ごみ等のバイオマス系循環資源はエネルギー等に有効利用される…

③動脈産業地域で、セメント、鉄鋼等の基幹動脈産業の基盤やインフラをこれまで以上に活用し、循環資源を大量に抱え持つ大都市エリアと連携する

(※「動脈産業地域循環圏」に該当)

④循環型産業地域で、リサイクル事業者の保有する技術等をより一層高度化させ、動脈産業地域との連動を図ること等により、環境保全を確保しつつそれぞれの地域にあった循環システムを形成

(※「循環型産業（広域）地域循環圏」に該当)

…小型電子機器等の循環資源が広域的に収集・再資源化され、環境保全を確保した上で、規模の経済とエコタウン等のリサイクル産業集積地内での相互連携により効率的な資源循環が進む…

さらに、循環基本計画では、「地域循環圏の高度化」として、

- ・廃棄物等の循環利用を通じた低炭素社会・自然共生社会の統合の実践
- ・バイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入
- ・食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）における食品リサイクルループの認定
- ・廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）における広域認定制度・再正利用認定制度の活用

などが挙げられているところである。

以上を踏まえ、環境省では、地域における高度な地域循環圏の構築を図るための実証事業を行うこととし、今年度の実施団体を次のとおり公募する。

なお、地域循環圏に関する基本的事項、地域循環圏の事例等については、以下のサイトを参照されたい。

地域循環圏について：

[http://www.env.go.jp/recycle/circul/area\\_cases.html](http://www.env.go.jp/recycle/circul/area_cases.html)

地域循環圏形成推進ガイドライン：

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=20424&hou\\_id=15533](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20424&hou_id=15533)

## 2. 公募事業の内容

### (1) 事業の内容

本実証事業では、「里地里山里海地域循環圏」及び「都市・近郊地域循環圏」を構築する事業を対象とする。（「動脈産業地域循環圏」及び「循環型産業（広域）地域循環圏」を構築する事業は対象としない。）

その上で、地方公共団体を主体としつつ、産（事業者）、学（大学等）、金（地域の金融機関）、民（NPO、地域の住民等）といった地域コミュニティを形成する関係者が協力・連携し、高度な地域循環圏を構築する事業を支援する。

本事業で実施していただくことは次のとおり。

- 本事業では、申請者の区域内（大きくは複数市町村から、小さくは地区レベルまで）において、産・学・金・民と連携し、
  - ①地域循環圏の基本構想やビジョンの策定
  - ②①を踏まえた事業計画の策定
  - ③②を踏まえた実際の3R事業の実施
  - ④産・学・金・民の少なくとも3者以上が参画する会議体の設置と、同会議体による①～③の検討・評価
  - ⑤環境省より発注を受けた請負業者からの指示を踏まえつつ、環境省が設置予定の『地域循環圏の高度化に向けた検討会（仮称）』への出席、及び同検討会からの指導・助言の事業への反映を行うこと。ただし、上記①～③を全て行う必要は必ずしもなく、施設整備等が必要であるため、本年度中に③（3R事業の実施）に至らない場合には①・②のみ実施することや、既に①（地域循環圏の基本構想やビジョン）が存在している場合には、②・③のみ実施することも妨げない。
- ①の地域循環圏の基本構想やビジョンとは、以下のような内容を盛り込んだものとする。
  - ・当該地域における全体的な循環資源の賦存量や物質のフロー図
  - ・当該地域の全体的な3Rのシーズとニーズ
  - ・当該地域の資源循環についてのビジョン
  - ・地域循環圏推進のための産・学・金・民の連携（④の会議体）の体制図
  - ・基本構想やビジョンの行政計画への反映方針
- ②の事業計画は、以下のような内容を盛り込んだものとする。
  - ・事業モデルの対象となる循環資源の種類、その需給状況及びマテリアルフロー図
  - ・事業内容の詳細（事業スケジュール、資金計画、設備投資、人員、採算性等）
  - ・事業の効果（環境及び地域への影響を幅広く、かつ可能な限り定量的に記載するものとする。）
  - ・①の基本構想やビジョンとの整合性
- ③の3R事業の実施については、本事業がソフト事業であることから、施設整備等への支出は不可である。

※詳細は 7 (2) の事業対象経費を参照のこと。

- ④の会議体設置については、地方公共団体を必須とし、上記の産・学・金・民の少なくとも 3 者以上を含むこととし、以下の点について検討・評価を行うこと。
  - ・①の地域循環圏の基本構想やビジョンの内容の検討
  - ・②の事業計画について、その妥当性や①の基本構想やビジョンとの結びつきの評価
  - ・③の事業実施についての評価・モニタリング
- なお、④の会議体では、別途環境省が実施する「平成 27 年度地域循環圏形成モデル事業等推進業務（仮称）」を請け負った業者の指示を受けて、協議会の構成メンバー以外の専門家が同席することがある。（なお、専門家の出席費用については、上記請負業者が負担する。）
- ⑤については、別途環境省が実施する「平成 27 年度地域循環圏形成モデル事業等推進業務（仮称）」を請け負った業者の指示を受けて、同業務で設置する検討会（地域循環圏の高度化に向けた検討会（仮称））において、事業の進捗状況を発表し、地域循環圏づくりについての経験を共有することを通じて、同事業で実施することとしているガイドラインの見直し等の作業に協力すること。また、事業実施に当たっては、環境省請負業者の指導・助言に従うこと。

## (2) 事業実施者

事業実施者は、地方公共団体（都道府県又は市町村）又は事業者等（事業者、NPO 等）とする。

※事業者等による申請の場合には、事業対象とする地域の自治体に実施計画の概要を報告し、賛同を得た上で申請することとする。

## 3. 対象経費

各事業のうち、環境省から経費を支出するのは、以下の①～④に示す内容のものとする。具体的な対象経費の費目とその内容については、【7 注意事項（2）事業対象経費】を参照すること。

- ① 地域循環圏の基本構想やビジョンの策定に要する費用
- ② 事業計画の策定に要する費用
- ③ 3R 事業の実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査、広報又はシステム開発に要する費用
- ④ 産・学・金・民が参画する会議体の開催に要する費用

## 4. 事業費及び採択件数

事業費は、1 事業あたり概ね 200 万円から 300 万円程度まで（税込）とする。採択件数は 2～3 件の予定である。

## 5. 選考について

### (1) 選考方法

有識者により構成される委員会において書類審査等を行った後、採択事業を決定する。

### (2) 選考基準

選考は、下記の基準に基づいて行う。詳細は別添 1 の「平成 27 年度地域循環圏形成モデル事業評価基準表」を確認されたい。

- ① 申請内容の具体性・妥当性
- ② 実行可能性
- ③ 新規性・モデル性
- ④ 波及性
- ⑤ 申請内容による効果

### (3) 選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡する。

※ 採否の理由に関する問合せには応じられないので、あらかじめ了承されたい。

※ 採択された事業については、事業実施者名、事業概要などを公表するので、あらかじめ了承されたい。

## 6. 応募方法

### (1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-3581-3351（内線 6891）

### (2) 応募方法

別添 2 の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式（正本 1 部、複本 10 部、添付資料 2 部）を同封し、上記宛先まで郵送（宅配便でも可）又は持参すること。

※ 応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けていないので、あらかじめ了承されたい。

※ 提出された申請書類は返却しないので、あらかじめ了承されたい。

※ 環境省地方環境事務所では応募書類を受け付けていないので、必ず上記応募先まで送付されたい。

### (3) 受付期間

平成 27 年 5 月 28 日（木）～ 6 月 26 日（金）17 時必着

## 7. 注意事項

### (1) 契約の形態、金額等

#### ○ 地方公共団体が申請する場合

別途、国が契約した請負業者と共同で事業を実施し、事業に係る経費の負担は請負業者が行うこととする。当該請負業者が、事業の進捗を把握し、必要に応じて事業実施者に対して指示・指導・助言を行うため、事業実施者は留意すること。

#### ○ 事業者等が申請する場合

別途、国が契約した請負業者と契約を締結し、事業を実施する。当該請負業者が、事業の進捗を把握し、必要に応じて事業実施者に対して指示・指導・助言を行うため、事業実施者は留意すること。

契約金額については、事業終了後の一括支払いとなる（前払い、中間払いは行わない。）。1事業当たり概ね200万円から300万円まで（税込）を予定しているが、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上、決定する。

また、選考委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合がある。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

### (2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出されたい。なお、支出対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費であって以下の費目に該当するものである。また、下表に示した費目に該当しない経費は支出対象とならない。

見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象となるので、留意されたい。

なお、費目については下表のとおり分類されたい。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。ただし、地方公共団体については、人件費を計上することを認めない。
旅費	本作業にかかる現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な文献図書、消耗品等の購入に直接要する費用。リース可能なものはリースにより対応する。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する費用。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議

	に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。
試験分析費	廃棄物等の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
雑役務費	本事業に直接必要となる通訳、翻訳、手数料等。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。ただし、地方公共団体については、本経費を計上することを認めない。

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省が別途契約する請負業者と契約を結ぶこととなる（事業者等の場合）。
- ② 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合があるので、予め了知されたい。
- ③ 事業の進捗に応じ、環境省が開催する検討会への出席及び報告が求められる場合があるので、了知されたい。特に、上記「平成 27 年度地域循環圏高度化モデル事業等推進業務（仮称）」において設置することとしている検討会の実施のため、採択された事業実施者は、同事業の請負業者の依頼に基づき、進捗状況及び成果についての報告、資料の作成、会議への出席等に協力されたい。

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2)（\*著作物の内容を改変する必要がある場合）事業実施者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9. 情報セキュリティの確保

事業実施者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 事業実施者は、事業の開始時に、事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 事業実施者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、事業において事業実施者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 事業実施者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は事業実施者において事業実施業務に係

る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 事業実施者は、環境省担当官から提供された要機密情報が事業終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、事業において事業実施者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 事業実施者は、事業の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 10. その他

- (1) 事業実施者は、本公募要領に疑義が生じたとき、本公募要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本公募要領に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

[http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web\\_gl/](http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/)

- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

- (4) 平成 27 年度地域循環圏高度化モデル事業を行うに当たって、応募者は、必要に応じて平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することが可能である。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整するものとする。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止である。また、閲覧を希望する資料であっても、平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

TEL : 03-3581-3351 (内線 6891)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 198 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 199 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

英語サマリーについては、以下により作成すること。

- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
  - ①環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
  - ②法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書  
(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。
  - ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
  - ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「 」」→「' '」、「-」→「-」
  - ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
  - ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

## 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎(ファイル形式は一太郎 2011 以下)、又は Microsoft 社 Word(ファイル形式は Word2010 以下)
  - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel(ファイル形式は Excel2010 以下)
  - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式  
(\*環境省職員端末(オフィス 2010 を導入)以外でもデータを利用する場合は、Word2003、Excel2003 バージョン以下とすることを推奨します。)
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に事業実施者側の責めによる不備が発見された場合には、事業実施者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。